

市民公益寄付金制度



みんな[🌱]で育[🌱]む 草津市のまちづくり

市民公益寄付金制度は、市民活動やまちづくり、文化・スポーツ・芸術、環境、高齢者福祉事業などを支援・応援して下さる皆様からいただいた寄付金を活用して公益事業を行うしくみです。



公益財団法人草津市コミュニティ事業団

市民公益寄付金の使い途



高齢者福祉 多世代交流

ロクハ荘を中心に、
介護予防に関する事業や
多世代交流事業などを
開催します。

市民公益活動 ボランティア支援

市民公益活動への支援や
ボランティア活性化の
ための取り組みを
おこないます。



コミュニティ・ まちづくり

まちづくりやコミュニティの
健全な発展に関する事業
をおこないます。



まち活 **マッチ**

環境・ みんなの 公園づくり

ロクハ公園や市内児童公園
などで、自然環境や公園
づくりに関する事業を
展開します。

スポーツ 健康

スポーツ団体の育成や
健康づくりなど、
スポーツ振興に関する
事業を開催します。

芸術・文化 生涯学習

クレアホール・アミカホールを
中心に、市民ミュージカル
や市民企画による
コンサートなど
を行います。

有効に活用します

ご寄付の際、どのような
取り組みを応援いただくのかを
選択していただくことができます。
また事業実施にあたっては、既存事業
の補填ではなく、地域発展のため
に効果的に活用できるよう
皆様のご意見に耳を傾け
ながらおこないます。

自動販売機を ご活用ください

コミュニティ事業団が
お預かりしている各施設の
自動販売機の収益の一部は、
公益寄付金として、
公益事業に活用させて
いただきます。

ご利用ください

事業所や法人・団体様が
10口以上の寄付をされた場合、
ご希望により事業団のホームページ
などに広告を掲載していただく
ことができます。



公益財団法人草津市コミュニティ事業団

〒525-0032 滋賀県草津市大路2-1-35 5F(市民総合交流センター《キラリエ草津》内)

☎(077)565-0404 Fax(077)565-1221 community@kusatsu.or.jp <http://kusatsu.or.jp>



私たちの活動に対するあなたの共感と善意をお待ちしております。

寄付の方法

寄付申込書による寄付



法人（団体）一口 5,000 円
個人 一口 1,000 円

募金箱による寄付



イベントなどで設置します。（金額自由）

寄付金付自動販売機による寄付



収益の一部を公益事業に活用させていただきます。
対象となる自動販売機に表示しております。

寄付の税制優遇措置（*特定寄付金）

個人の場合

優遇1 所得控除

所得控除額 = 寄付金額 - 2 千円

*対象となる寄付金額は総所得金額の40%が限度

優遇2 住民税（県民税）控除

税額控除額 = [(寄付金額) - 2 千円] × 4%

*対象となる寄付金額は総所得金額の30%が限度

優遇3 住民税（市税）控除

税額控除額 = [(寄付金額) - 2 千円] × 6%

*対象となる寄付金額は総所得金額の30%が限度

*特定寄付金とは

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対して支出する寄付金で、寄付者は一定の所得税控除が受けられます。

法人の場合

特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- ① 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- ② 特別損金算入限度額

$$\left(\begin{array}{l} \text{資本金等の額} \\ \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含まれます。

令和3年4月1日現在

税額控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

詳しくは、住民票所在地の税担当課、および税務署でご確認ください。